

○河合一也委員長 皆さん、御苦労さまです。

ただいまから市民福祉常任委員会を開催いたします。

これより議案の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は全部で4件あります。

審査順序はお手元に配付の審査順表のとおりとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○河合一也委員長 異議なしと認めます。

よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。

それでは、まず、市民環境部所管の議案審査を行います。

議第57号「焼津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

それでは、議第57号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 説明では、スマートフォンで移動端末機が詰まったものということで、それで使用できる、印鑑登録証明書が使用できるようにするためなどということだと思んですけど、それ以外に、新たな登録方法というか、改善する方法がこの中にあるのかどうか。

2の（1）、（2）と2の下線の部分と3の下線の部分の違いを、説明をもう少ししていただきたいと思います。

○北川治恵市民課長 まず、2の（1）と（2）の、この2項の違いについてでございますが、1項については、認証方法を暗証番号、パスワードでする方法を示しております、2項については、認証方法、生体認証も登録の際に選択できるので、指紋認証であるかということになるんですが、その認証方法についてはまだ詳細が示されていないところで、規則で別に定めるとしたものでございます。

今回、印鑑については、印鑑条例があるということで、改正させていただきましたが、基本的にはコンビニ交付で交付できる証明書については全て対応できるということになります。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 対象者の人数とか、あと、その場合の利用料とかの変更はありませんか。

○北川治恵市民課長 対象者となりますと、実際に保有している方ということにはなるんですが、当市の場合、8月末現在の保有率が、保有者数が10万7,594名、78.4%なんですけど、ただ、実際には対応できるOSが、Androidの9以上のみとなっております、ここの一、二年に開発された、販売されたスマホのみ、Androidスマホのみということで、実際にはそこからかなり減るものと思われまして、

以上です。

○深田ゆり子副委員長 そうすると、A n d r o i dの方が、78.4%のうち、どのぐらいの割合が対象になるかという、かなり低くなるんじゃないかなというのを想像できるんですけども、対象がi P h o n eなり、新たに対象となるには、この条例が施行してから、どのくらい後になるということになりますか。

○北川治恵市民課長 まず、i P h o n eについて、ライセンスの関係で協議中であります。国のほうで、まだ未定ということで聞いております。

A n d r o i dについては、今後、それぞれ皆さんが更新していく中で、徐々に対象が増えていくというふうに考えておりますが、実際にスマホの所有率、状況というのは、私たち把握していないものですが、スマホの寿命等から勘案すれば、少しずつ増えていくんじゃないかとは思っております。

以上です。

○河合一也委員長 よろしいですか。

ほかはどうでしょうか。

○深田ゆり子副委員長 議案のほうの6ページに、この条例は、規則で定める日から施行すると書いてございますが、先ほどの説明ですと、その規則の日がいつなのかというのがちょっと今、お答えいただけていないと思うんですが、こういうことは今までありませんでした。

○北川治恵市民課長 こちらにつきましては、4月10日にデジタル庁のほうで開催した説明会の中で、今年度ではなくて、年内を目指して、サービス開始を目指しているということのみでございまして、それ以降、情報が更新されておらず、うちのほうからも、県とかJ-L I S等に問い合わせしておりますが、今のところその情報のみということ。

なので、明確な時期を規則で別で定めることとしたものでございます。

○深田ゆり子副委員長 条例を定めるときは、必ずいつから施行するというのをうたうと、その条例に対して有効になるんですけども、それが分からない、年内という、また12月までということですから、あと数か月後ということになるんでしょうけれども、それはいつ分かるんですか。

○北川治恵市民課長 この辺は類推の域を出ないんですが、国のほうも、総点検業務を中心に行っている中で、なかなか、この辺の情報が更新されないのかなとは思っているんですが、時期が明確でないということで、専決でできるかどうかとかというのも考えたんですが、これは法に基づくものではなくて、任意で、これに絶対に対応しなきゃならないというものではないので、やはり議決案件ということで、遅くなる可能性もゼロではないですけど、年内に実施された場合、やはり本定例会で議決いただきませんと、実際に国がサービスを提供しても、当市の市民はこのサービスを受けられないということになりますので、今回上げさせていただいたものでございます。

○河合一也委員長 日が決まったら、また改めて、一部改正みたいな感じですか。

○北川治恵市民課長 そうですね。規則になりますので、例規審査委員会を経て、規則を改正させていただくようなことになります。

○河合一也委員長 ほかにどうでしょうか。よろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 河合一也委員長 それでは、質疑、意見を打ち切ります。
討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 河合一也委員長 討論を打ち切ります。
これより採択いたします。
議第57号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成者挙手)
- 河合一也委員長 挙手総員であります。よって、議第57号は可決すべきものと決しました。
以上で、市民環境部所管の議案の審査は終了いたしました。
市民環境部の皆様、御苦労さまでした。
当局交代までしばらくお待ちください。
次に、健康福祉部所管の議案審査を行います。
まず、認第23号「令和4年度焼津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。
それでは、認第23号に対する質疑に入ります。
質疑、意見のある委員は御発言願います。
- 深田ゆり子副委員長 341ページの介護保険料、特別徴収分と普通徴収分ですが、特別徴収分は100%ということですのでよろしいですね。現年課税分です。
普通徴収分が90.5%、これ主要施策概要報告書の218ページの真ん中の表にあったものですけれども、その90.5%の収納率ということは、普通徴収で納められない人数は何人おられますでしょうか。
- 萩原雅頭介護保険課長 お答えします。
令和4年度、438人になります。
以上です。
- 深田ゆり子副委員長 令和4年度現年で438人ということですので、その438人のうち、何年も滞繰として入っている方も含まれるんじゃないかと思うんですけれども、それは何人になりますか。
- 萩原雅頭介護保険課長 438人のうちの滞繰までは、今は把握しておりません。
- 深田ゆり子副委員長 そうしますと、3年か5年か、保険料を納められない方が続いていた場合は、介護サービスの利用料、負担額にペナルティーがあると思うんですけれども、把握されていないということは、このようなペナルティーを受けている方はいないということでしょうか。
- 萩原雅頭介護保険課長 今の実数は、この場では把握しておりませんが、ペナルティーといいますか、負担が増になる方というのは調べておりまして、そういった方は、きっちり通知を出して、対応はさせていただいております。
- 深田ゆり子副委員長 そうしますと、今何人ぐらいの方に通知を出しておられますか。
- 萩原雅頭介護保険課長 この場では今ちょっとお答えができませんので、また確認して、報告をさせていただきます。
- 河合一也委員長 じゃ、通知を出した人数をまた教えてください。

ほかに。

○深田ゆり子副委員長 保険料が高くて払えないのか、どういうことで払えないのかというのが、続いていると、実際に介護サービスを受けるときに負担が増える、3割負担とか増えてしまうという、ペナルティーがあるものですから、そういう方にどういう指導をしているのかとか、そういう人数が焼津市は増えているのか、それとも減っているのか。この令和4年度のとときにきちんと調査していらっしゃるのかな、対策を立てていらっしゃるのかなとは思いますが、その辺についてどうですか。

○萩原雅顕介護保険課長 納めが滞っている方につきましては、徴収の会計年度任用職員がおりますので、そのときに個別に訪問なり、電話なりで、納めていただくようお願いをするときに、そういった説明はさせていただいております。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 そういう対策というか、対応をしていただいても、払えない方も何人かいらっしゃるということで、よろしいですか。

○萩原雅顕介護保険課長 実際には滞っている方、いらっしゃいます。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 滞っていて、介護サービスを受けるときに、負担増となっても、介護サービスは利用しているという方もいらっしゃいますか。

○萩原雅顕介護保険課長 今この場では、ちょっと数字を持ち合わせておりませんので、併せてまた後ほど報告をさせていただきます。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

○河合一也委員長 ほかに。

○深田ゆり子副委員長 今の件なんですけれども、介護保険料が払えなくて、滞っていて、それでもいざというときに介護サービスを受けたいという方もいらっしゃる。何人かは分からないけれども、そのペナルティーを受けても、介護サービスを受けなければ生活できない人もいらっしゃるということなので、その辺が、保険料に私たちは結びついていくものですから、今回は人数とか金額とか分からないということなんですけれども、次回、決算のときとか予算のときには、そういう数字が見せられるようにぜひお願いしたいと思います。

○河合一也委員長 ほかにありますか。

○石田江利子委員 348ページの1款3項1目介護認定審査会費のところの施策の説明書のほうの218ページのこの文章なんですけど、申請数が7,065件ありまして、それをスライドして、219ページに、ここの申請受付件数、7,065件で同じなんですけど、その上の要介護認定者数のところの第1号被保険者数というのが7,366件ということなんですけど、この301人の方々が、どういうケース、申請がされて、認定されると思っているんですけど、この301人の方々の申請の流れというんでしょうか、このカウントされているところの説明をまずお伺いします。

○萩原雅顕介護保険課長 申請が3月にあった場合ですね。申請があつて、認定までが年度を越した場合があるものですから、そこで若干のずれが生じてきます。

○石田江利子委員 その人数が301人ということでよろしいですか。

○萩原雅顕介護保険課長 はい。

○石田江利子委員 了解しました。ありがとうございます。

○河合一也委員長 では、ほかに。

○石田江利子委員 では、委員長、もう一個いいですか。

352ページの一番上のところの居宅介護住宅改修費というところを教えてくださいんですけど、説明書のほうの221ページ、5目のところに居宅介護住宅改修費というのがあって、2項の4目のところに介護予防住宅改修費というのがあるんですね。

これ、両方とも、家の改修費だと思うんですけど、出どころが違うのかもしれないんですが、7割から9割ぐらい出るらしいんですけど、どういう感じで分かれているのかが知りたいんですけど。

○萩原雅頭介護保険課長 介護は要支援と要介護がございまして、要支援が予防のほう。介護が住宅改修に分かれています。

要介護が居宅介護住宅改修費。要支援が予防のほうです。

○石田江利子委員 了解です。

○河合一也委員長 では、ほかに。

○吉田昇一委員 決算書が357ページ、概要報告書が222ページ。3款1項1目で、概要報告書の(4)の介護予防通所のところですけど、決算書の真ん中のちょっと下ぐらいなんですけど、1億6,399万円幾らと、結構な額なんですけど、この対象者というのは、予防ということで、要介護の人じゃないと思うんですけど、どういう方が対象者なんでしょうか。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 対象者ですけれども、要支援1と2の方、それとまだ要支援の手前の人なんですけれども、体がちょっと弱いとか、そういう方がおりまして、そういった方々が対象になります。

以上でございます。

○吉田昇一委員 その要支援1、2以外の人というのは、何か申請なのか、どういうことで把握、申込みされているんですか。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 生活機能検査、生活機能チェックというものがございまして、そちらに引っかけた方が対象になっています。

以上でございます。

○吉田昇一委員 了解です。

○河合一也委員長 ほかに。

素朴な疑問ですが、教えてほしいです。

351ページの認定調査事務費の中で、訪問調査用車両維持管理費というのがあるんですけども、この専用の車両って、公用車とはまた別の専用の種類の車ということですか。

○萩原雅頭介護保険課長 こちらの公用車、13台あるんですけども、普通の箱バンタイプであります。専用に使っているものですから、介護保険課のほうで管理をしていると、そういうことになります。

○河合一也委員長 車自体は一緒ということですか。

○萩原雅頭介護保険課長 はい。

○河合一也委員長 了解です。ありがとうございます。

ほかにありませんか。

○井出哲哉委員 決算書の359ページで、概要報告書の223ページです。

3款2項1目のところで、一般介護予防事業費について、ちょっと教えてください。
今回の一般質問の答弁でも一部あったかと思うんですが、改めてちょっとお伺いします。

介護予防普及啓発事業費ですけれども、いきいき元気あっぷ教室だとかがあると思うんですが、そこら辺への情報発信というのはどんな形でやっていたらしゃっていて、参加人数というのは大体どれくらいだったんでしょうか。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 人数ですけれども、この教室、健康づくり課でやっている事業でございます。予算はうちにある事業でございます。今、人数はちょっと把握していないということで、また、後ほど調べてお答えしたいと思います。

それから、情報発信ですけれども、広報やいづ等を使って、情報を啓発しております。
以上でございます。

○河合一也委員長 健康づくり課のほうで聞いていただけるということですか。我々がまた聞いたほうがいいですか。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 私どものほうで聞いて、委員会のほうに報告したいと思っております。

以上です。

○河合一也委員長 ありがとうございます。

○井出哲哉委員 分かりました。

もう一個、介護予防把握事業費についてですが、こちら、70歳から74歳の方を対象にしたやつですかね。生活機能のチェックをしているというところだと思うんですが、これについても、案内方法と、実際案内したことに關しての回答率というか、案内をして、実際チェックに至っている人数というんですか、そこら辺をちょっとお教えいただければと思います。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 まず、案内の方法ですけれども、特定健診の通知、それを青い封筒に入れて、分かるようにして、個人個人に郵送で送っております。

それから、人数ですけれども、受けた人数は、4,516人ですけれども、70歳から74歳の分母に当たるところは、ちょっと数字が今把握できておりません。

○河合一也委員長 対象となる人数も、調べれば分かる。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 分かります。

○河合一也委員長 それはまた改めてお願いします。

○井出哲哉委員 何が聞きたかったかというところ、最初に聞けばよかったですけど、要は、この事業が、どこまで含まれるか、最初に發送して、チェックをして、それを委託しているのかどうかというところなんですけど、この1,609万円の内訳をちょっと教えてください。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 主なものが、一般委託料で1,157万9,203円。それから、通信運搬費が261万9,840円。それと、会計年度任用職員がいるんですけれども、パートタイムの報酬ということで、133万7,798円でございます。そこが主な経費でございます。
以上です。

○井出哲哉委員 分かりました。

委託というのは、どこまでやるものかというのをちょっと教えてください。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 先ほど言った基本チェックリストによって、身体の弱いところとか把握されました方が対象者ということになります。

そちらのほうは、焼津市医師会とか歯科医師会さんのほうに委託しております。

以上でございます。

○河合一也委員長 そうじゃなくて、内容を聞きたいということですね。

予想からやるのかどうかとか、どこからどこまでというのを。

○井出哲哉委員 私が聞いたかったのが、単純に1,157万円を4,516で割ると、1人当たり2,562円になるんですけど、委託している内容というのが、その金額に対して妥当かどうかというところ、それをちょっと確認したかったものですから、委託しているところに基本チェックリストをお願いしているよ、返ってきたものに対して、そんなことをしていますよ。

例えば、その後、ホームページとか見ると、ケアプランにつながっているというのはあるんですけど、そこまでは含みませんとか、どこまでこの事業1,157万円の中でやってもらっているのかなという。で、金額が妥当かどうかというところをちょっと確認したいなと思ひまして。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 先ほど言った基本チェックリスト、それと問診をやっていたできます。その結果を受けた方に郵送でお返しするというような、そんな大きな流れになってございます。

以上でございます。

○井出哲哉委員 分かりました。

○吉田昇一委員 今の井出委員のちょうど2つの質疑の間に入っています、地域介護予防活動支援事業費です。

これが68万円幾らで、以前、ころばん体操等の啓発みたいなことがあったんですが、それと、概要報告書の同じく223ページのところに、居場所の立ち上げ支援とかということも書いてあったんですが、ころばん体操というのは何か所のところに対して、どのような支援をされたのか、啓発ビデオのようなものの代金なのか、その辺を伺いたいのと、居場所に関しては、これは何か所で、どこでしょうか。分かったら教えてください。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 まず、ころばん体操の箇所数ですけれども、75か所でございます。

ころばん体操の事業の概要でございますけれども、まず、周知ということで、チラシの作成と介護予防教室等の体験実習等のチラシを配布します。

それから、ほかにもDVDの配付ということで、月1回以上、ころばん体操を実施する団体にDVDを配付しております。

それから、リハビリテーションの専門職の派遣ということで、月に2回以上実施を行う住民主体の実施団体には、リハビリテーション専門職を6か月に1回派遣しまして、体操の指導と握力や効果測定、この効果測定というのは、筋力とか歩行速度、それから運動的ラン、静的バランス、それから運動量、栄養状態などを測定しております。

補助金の交付は、月3回以上実施する団体で、DVDを流すために必要な映像機器やころばん体操は椅子に座ってやったりするものですから、椅子を購入するための補助金を設定しております。

そのほか、のぼり旗の作成だとか、今年度からやっておりますポイント制度の実施ということで、ころばんポイントというものをためた人に対して、抽せんで年度末に景品を贈呈するというものを今年度から実施しております。

ころばん体操は以上でございます。

居場所は40か所。市内各所でございます。

補助金を出したところは2か所。内訳は、4万円が1か所と、20万円が1か所というふうになってございます。

以上でございます。

- 吉田昇一委員 先ほどのころばん体操ですけれども、75か所に対して全部、この68万円内の幾らかを使って、DVDの配付等とか椅子の補助とかというのをやっているということで、それは何か所かだけにやっていることですか。75か所全部にやっていることですか。
- 杉山広晃地域包括ケア推進課長 補助金を交付したところは、2か所のみです。そのほかのところには補助金が出ておりません。
- 吉田昇一委員 それは居場所ですよ。
- 杉山広晃地域包括ケア推進課長 先ほど、ころばん体操のほうは言っていないけれども、ころばん体操のほうも2か所でございます。
- 吉田昇一委員 分かりました。
- 四之宮慎一委員 今のところと同じなんですけど、一般介護予防事業費で、予算で2,878万円予定していて、支出が2,195万円、不用額は682万円で、その内訳が、委託料が525万円減っていると捉えるのか、それか、委託先がもう、委託することがなくなったというふうに捉えていいのか、どちらか教えていただけますか。
あと、その内容というか、内訳も教えていただければと思います。
- 杉山広晃地域包括ケア推進課長 すみません。もう一度。
- 四之宮慎一委員 一般介護予防事業費の不用額が、682万3,773円で上がっていて、そのところの、ほぼ占めているのが、委託料、予算で2,154万1,000円から、支出が1,628万8,253円で、不用額が525万2,747円と大きな金額になっているので、どのような事情があったのか教えていただきたいと思います。
- 杉山広晃地域包括ケア推進課長 委託料の中には、先ほどちょっと説明しました生活機能チェックが含まれておりまして、そっちのほうで、新型コロナウイルス感染症の影響がございまして、なかなか人数がなかったということで、予定より少なくなっている、そこが原因でございました。
- 河合一也委員長 ほかにいかがでしょうか。
- 石原孝之委員 ページが357ページで、説明資料が222ページですね。真ん中の段、介護予防・生活支援サービス事業費に関してです。訪問型サービスC（短期集中型サービス）事業費に関してです。

説明のほうを見ると、やっぱり6件しかなかったというところで、ニーズが少ないの

か、やっている事業所が少ないのか、その辺がちょっと確認させてください。

- 杉山広晃地域包括ケア推進課長 こちらは、焼津医師会に委託している事業でございます。こちらは、栄養のプログラムしかやってございません。

今後の課題としては、先ほど言ったみたいに、今は栄養しかやっていないものですから、運動とか口腔の教室もやってみたいなというふうには思っています。

利用者が6件なんですけれども、私どもとしても、やはり6件というのは少ない数字と認識しておりますので、ニーズを掘り起こしていきたいというものを検討していきたいなというふうに思っております。

- 石原孝之委員 そうですね。そこら辺はニーズの深掘りと、あとはやっぱり需要がないのか、知られていないのか、なかなか重きを置いていない感じが、温度感が感じるんですけどね。

その下の通所サービスCですね。やっぱりこれも同じ。通所についての短期集中型サービス事業費。ここに関しても、ちょっと件数も少ないし、同じ、似たような感じ。訪問と通所、ここ、あれかなというところを感じるんですが、ここに関してはどうですか。

通所型サービスCに関しての37万円というところで、これもニーズやその辺の課題も含めて伺います。

- 杉山広晃地域包括ケア推進課長 これ、ケアマネさんが調整しているものでございまして、通所リハビリテーションのケアマネさんのほうでプランとして使いがちになっているというところがございます。

課題としては、医療機関でしか、基本チェックが実施していないというところがありまして、事業対象候補者は地域包括支援センターにお渡しできないというところと、あとは、複数人の対象者が集まるまでサービスが提供されない事業所もあるものですから、事業者が積極的に取り組めるような適正な単価設定なんかもこちらのほうで考えなければならぬかなというふうには思っております。

以上です。

- 石原孝之委員 実際、年々この件数は横ばいなのか、だんだんだんだん減ってきているのかというところは、その辺の推移はどうでしょうか。

- 杉山広晃地域包括ケア推進課長 令和3年度から令和4年度にかけてなんですけれども、かなり減っております。

令和4年度が、日数でいきますと47日、件数としては147件。それが、令和4年度が、日数としては7日、件数としては23件という状況でございます。

以上です。

- 石原孝之委員 だんだん、相当減っていますね。120件ぐらい。

今後、2024年の大改革、法改正に向けて、もう訪問と通所が、複合型の制度が始まるというところを匂わせているのかなというところも、だんだん縮小に向かってきているのかなというのを感じますが、市として、実際この辺の点数の問題で、なかなかやってくれる事業者がないというところもあるかもしれないですけど、医療の機関の、医師会でしか対応できないという部分のジャンルなので。

ここに関しては、ちょっとこれからも、自分も動向を見ながら、ちょっと本当にニーズがあるのかどうかというのをもまた調査していきたいなと思いますので、どうぞよろし

くお願いします。

以上です。

○河合一也委員長 ほかに。

○吉田昇一委員 決算書361ページ、3款3項7目ですかね。概要のほうは225ページ。

1,672万7,498円という金額なんですけれども、認知症安心ガイド改訂版周知とか、あと、おみね輪プロジェクト、本人ミーティングとか、認知症地域支援推進員の配置とかがある、この辺の金額に対する内訳が分かったら教えてください。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 金額の内訳ですけれども、一般委託料が1,008万9,100円。それから、会計年度任用職員の給料が261万2,400円。共済費が65万7,314円。職員手当が78万4,044円。認知症の対策協議会の謝礼、そちらが61万9,000円でございます。

以上でございます。

○吉田昇一委員 そうすると、委託料で安心ガイドに幾ら使ったとか、本人ミーティングに幾ら使ったとか、そういう内訳は分からないということですか。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 まず、安心ガイドですけれども、今年度は周知ということだけなものですから、ゼロでございます。それと、本人ミーティングのほうも、こちらのほうもゼロ予算で対応しております。

以上です。

○吉田昇一委員 そうすると、認知症サポート支援員とか、おみね輪関係は、委託してという形で、その費用が先ほどの金額と、そういう形によろしいですか。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 委託料の関係ですけれども、おおみね半分が認知症スクリーニングというものがございまして、こちらの委託料になってございます。

以上です。

○河合一也委員長 おみね輪プロジェクトの普及とか認知症支援推進員の配置とかはその中に入っているということでもいいかどうかという質疑でしたよね。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 おみね輪ですけれども、こちらは、ほとんどかかっていなくて、初期費用として2,000円を対象者にお支払いしているというところがございます。

以上です。

○吉田昇一委員 もう一度確認します。

その認知症サポート養成講座等は、先ほど言った、委託している金額の半分は認知症のスクリーニングで、その残りでの委託料に含まれているんですか。それとも、また別の何かなんですか。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 いろいろと複雑になっておりまして、認知症の政策がですね。細かな数字というのは、今すぐに出ないものですから、また、その事業ごとにこういったお金を使っているよというふうなものをお示ししたいと思います。

以上でございます。

○河合一也委員長 じゃ、後日回答いただけるということ。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 はい。

○吉田昇一委員 はい、お願いします。

○井出哲哉委員 3款3項5目、概要報告書の224ページで、決算書の361ページで、在宅

医療・介護連携推進事業費、こちらの内訳について教えてください。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 一般委託料が576万7,000円で、一般消耗品費が74万8,122円でございます。

以上です。

○井出哲哉委員 この中で、コーディネーターの方というのは、どれぐらいの日数いらっしやって、どれぐらいの時間を勤められているんでしょうか。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 コーディネーターは1名の配置になっておりますけれども、常勤でいらしています。

以上でございます。

○井出哲哉委員 あと、これは、もし分かればなんですけど、成果を測る指標の1つになるかなと思うんですが、在宅ケア連携ノートなんかでやり取りをされている人数は教えていただけますでしょうか。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 今、委員のほうからあったものとちょっと違うかもしれないですけども、あたたかい目ノートというのがございまして、黄色いファイルなんですけど、そちらが、要支援以上、要支援1、2の方に、あと要介護の方にも渡しております、当事者、あとケアマネさん、それから関係するような人がチェックができるような、書けるようなものになっておりまして、いろんな方々で支えているという、サポートしていくというのが使い道のノートでございます。

以上です。

○井出哲哉委員 あと、私ちょっと、ホームページかなんかで拝見したんですけど、在宅ケア連携ノートというのはなかったでしたっけ。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 それがあたたかい目ノートです。

○井出哲哉委員 分かりました。

○河合一也委員長 ほかにいかがでしょうか。

○深田ゆり子副委員長 350ページの保険給付費について、まず伺います。

執行率を示した資料を頂きました。令和4年度の居宅介護サービス給付費を見ますと、7億8,500万円余の不用額が生まれています。これは執行率で見ますと、85.2%。

この居宅介護サービス給付費の中でも、訪問介護から、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、これはデイサービスですね、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与。この居宅介護サービス給付費の中でもこれだけのサービスがあるんですよね。

これの執行率をお聞きしましたら、訪問介護、ホームヘルプサービスですね。これは86.3%。それから、これ、在宅介護の要と言われていると思います。この85.2%ですと、ここ金額がすごく大きいものですから、マイナス9,000万円余の使わなかったということです。

それから、通所介護、デイサービスのほうも、82.5%ということで、これも計算すると、約3億円、ここもすごく低いんですけども、そして、ショートステイも80.6%と、1億円余の不用額が生まれています。

このように利用が少なかった理由、本人なのか、施設なのか、コロナ禍での利用だと

思いますので、双方が大変だったと思います。そういうことも合わせて、両方なのか、どういう状況だったのか、教えていただきたいと思います。

一方で、短期入所療養介護の場合は130%の執行率ということで、金額ではそんなに大きくないんですけども、ここは逆に増えているんですね。その理由とかもお聞かせください。

○萩原雅顕介護保険課長 今期の計画が、令和3年から令和5年の計画になっておりまして、令和2年に推計でサービス費がどのぐらいかかるかという計算をしております。

それに比べまして、令和2年から新型コロナウイルス感染症が始まったんですけども、これだけ長引くということは想定しておりませんで、予算自体はその計画に基づいて、予算要求をさせていただいておるんですけども、実際のところ、通所とか、在宅の関係ですと、御本人が感染を避けたいということと、あと施設のほうでも、通所のところで感染が拡大しないようにということもございます。

どちらかといえば、やはり御本人様が、もしくは御家族の方、感染しないようにということで控えられたということで、私どもは考えております。

短期療養につきましては、増えたところの要因は把握しておりません。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 執行率は書いていないんですけども、主要施策概要報告書の220ページの上段、居宅介護サービスの中身について、それぞれの金額が書いてありますが、決算書だと、この350ページの1つ、居宅介護サービス給付費なんです。

その中に、これだけサービスがあるよということでお伝えしたいと思います。

このやっぱり執行率がどのぐらいかということをお聞きしておきました。ここには書いていないものですかね。

それでは、次へ行きます。

その下の地域密着型介護サービス給付費、これについて、令和2年に推計を出したということですけども、どの介護保険計画、介護決算、予算についても、その計画当初の金額がこの当初予算に額として計上されているというのは分かります。

実際に、決算のときは、そのときとどうだったかという比較をしなければなりませんので、その1年間で何が増えたのか、何が減ったのかということは、やっぱり状況を教えていただきたいと思います。

この地域密着型サービスの1つ目に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、これが144.3%の執行率で、かなり多くなっております。金額的には多くないですけども。

また、その下の地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護は、82%と77%とやっぱり減っております。

あとはほぼ減っているんですけども、この辺の理由も先ほどと同じような理由でよろしいでしょうか。

○萩原雅顕介護保険課長 通所関係におきましては、先ほどお話ししました新型コロナウイルス感染症の関係で、御本人様が控えられているということが一番の原因かと思えます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、こちらにつきましては、令和4年度中に1つの施設が増えているものですから、それで利用が増加したと考えております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

次に、3目の施設介護サービス給付費を見ていきますと、大体9割から100%と、施設介護サービス給付費は大体100%前後なんですけれども、令和4年度は95.1%ということになっております。

最初の介護老人福祉施設、これが、ここは100.19%ですので、ほぼ埋まっているというか、入所はいっぱいということだと思うんですけれども、そうなりますと、介護老人福祉施設の待機者は、令和4年度ですと、何人になりますか。

それから、介護老人保健施設は92.3%ということで、低くなっております。なかなか入れない方がいる中で、ここは空きがある状態が続いているのか。

それと、その下に介護医療院というのがあります。あんまり聞き慣れない言葉なものですから、どういうところでやっておられるのか。

この介護医療院も、執行率が68.6%とかなり低いものですから、その辺の理由もお聞きしたいと思います。

○萩原雅頭介護保険課長 介護老人福祉施設の待機者についてですけれども、県の発表でいきますと、46人。

それと、介護療養型医療施設、こちらの執行率が低いということですが、これが廃止になって、今度、介護医療院へ移行するものですから、そちらのほうが増えているということになります。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 介護療養型医療施設が廃止になって、それが介護医療院に変更したということですね。

それで、その介護老人保健施設はどうですか。92.3%の執行率ですけど。先ほど言ったんですけど、これ、低いんじゃないかな。これも施設側なのか。

○萩原雅頭介護保険課長 介護老人保健施設につきましては、施設の場所がちょっと関係してくるというようなことになろうかなと思います。そこのところが、入所人数がちょっと低いというふうに聞いております。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。場所によって、ちょっと行きにくいよという地域だと少ないというところですね。はい、分かりました。

あと、2項の介護予防サービス、これ要支援1、2の方の対象ですよ。

介護予防サービスのほうは、逆に、訪問入浴介護がなくて、これ0%。訪問看護。

主要施策概要報告書ですと、221ページの上の3つ目ですね。2項、介護予防サービス等諸費、介護予防サービス給付費、ここが、訪問看護は125.5%の執行率。訪問リハビリテーションが135.6%の執行率。通所リハビリテーションは93.5%。短期入所生活介護は236.2%。これ随分増えています。特定施設入居者生活介護が97%、福祉用具貸与が94.7%。

特にこの増えているところは、どういう理由なんですかね。ここの上のほうでは、やはり新型コロナウイルス感染症の関係で、本人とか施設とかの対応がやっぱり制限されてきたということがあつた。だけれども、介護予防のほうになると、逆に増えています

よというところもある。その理由を教えてください。

○萩原雅頭介護保険課長 増えているところにつきましては、もともとの予算額が少ないものですから、少し増加したことで、パーセンテージが上がりやすいというふうに考えております。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。令和2年のときよりもどんどん増えているということで、予算枠を増やしたということですね。

最後に、地域支援事業費、主要施策概要報告書は222ページになります。

特にこの中で少ないのが、訪問型サービスA（緩和したサービス）事業費、39.4%。訪問型サービスC（短期集中型サービス）事業費が37.2%。それから、通所型サービスA（緩和したサービス）事業費37%。通所型サービスB（住民主体によるサービス）事業費、19.9%。通所型サービスC（短期集中型サービス）事業費、27.0%。高額総合事業費は98.2%と高いんですが、その下の高額医療合算総合事業費47%と低くなっております。

特に、この緩和したサービス、実際にはうんと低いんじゃないかな。高いのは、介護予防訪問介護相当サービス事業費、90.6%。それ以外が低いのはどういうことでしょうか。

介護保険のほうで、事業費の見込みというのは、令和2年に計画を策定したと思うんですけども、これは平成30年から令和2年度の1年ごとの事業費の見込みが書いてございます。歳入と歳出でちゃんと。保険料を幾らにして、差引きゼロになるよいうことの計画を立てているんですけど、今回のこの令和3年度から令和5年度、あと今年度1年あるんですけども、今年度の見込みの表が、質疑でも杉田議員が言ったんですけど、ないんですね。それが、なぜないのか。

前の担当部長に聞きましたら、いや、つくりましたと。策定したときの部長さんは、同じようにつくりましたよということなんですけど、もしかしたら、基金とか、サービス料が随分新型コロナウイルス感染症によって変動しているものだから、最初の見込みに対する、それぞれの年度の決算が大幅に変わってきたことにつながると、当てにならないという計算になっちゃうんじゃないかなと思うんですけども、それを出していただかないと、令和5年度の決算をするときにも、実際どうだったかというところが分析できないものですから、ぜひ出していただきたいんですけども、よろしくお願ひします。

○萩原雅頭介護保険課長 今のお話ですけれども、現在の9期のほほえみプラン21の119ページから、事業費の見込みということで、形が前の計画と違うんですけども、事業ごと、見込みの金額、あと財源の構成、そちらに記載してあるものですから、様式が少し変わったということで御理解いただければなと思います。

○深田ゆり子副委員長 第11章の119ページから、コピーして見ているんですけども、この中で載っていないのが基金の繰入れなんですね。基金取崩し金額、これが載っていない。

今回の令和3、令和4、令和5年度は、基金の取崩し金額は入れないよということで計算したのかなというふうにも取れるんですけど、私が見落としているのか、どこかに基金の取崩し金額が書いてあるのかどうか、確認願えますか。

○萩原雅頭介護保険課長 おっしゃるとおり、基金の取崩し金額については、こちらには記載されておりません。

○河合一也委員長 いいですか。

○深田ゆり子副委員長 はい。

○河合一也委員長 では、地域包括ケア推進課の答弁をお願いします。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 先ほどの3款1項1目の件ですけれども、まず、上から、訪問型サービスA（緩和したサービス）事業費、39.4%ですけれども、こちらが低いのは、先ほど石田委員の御質疑でも触れたと思いますけれども、一番上の介護予防訪問介護相当サービス事業費、90.6%となっていますが、ケアマネさんがこちらのほうに誘導しているところがありまして、利用率が低いということでございます。

（3）の訪問型サービスCですけれども、先ほどの質疑にもありましたとおり、医師会しかやっていないものですから、ここを、もう少し口腔なり運動なりというのを増やしたいということです。

（5）の通所型サービスA（緩和したサービス）事業費、37%ですけれども、こちらは新型コロナウイルス感染症が影響しております。

その下の（6）の通所型サービスB（住民主体によるサービス）ですけれども、昨年度3か所でやっていきたいなと予定をしておりましたけれども、実際には1か所しか提供するところができなかったことが主な原因でございます。

それから7番目の、通所型サービスC、27.0%。こちらも、先ほど石田委員の質疑にもございましたけれども、ニーズが少ないというところでございます。

先ほど、（2）のところ、1のところも絡めて説明したところで、ケアマネが誘導という発言をしたと思うんですけれども、誘導ではなくて、ケアプランを作成する上で、その人の状況に合ったサービスをということで、1のほうに行っているよということでもございました。

○深田ゆり子副委員長 ケアマネさんと、その人の状況によって、サービスを受けるところがかなり変わってきたことで、当初予算の計画よりも変わっているということですね。

それで、全体的な金額は、予算の枠が小さい割には、さらに執行率も低いものですから、体制が十分、予算的にも人材的にも整うことが大変なのかなというふうにも思っております。そういうことはないんですね。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 担い手不足とか、そういった部分も正直ございますので、そういったところの影響はあるのかなというのは感じております。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。また、分析をぜひやっていただきたいと思います。

先ほど、介護保険事業費の見込みの件について、基金は入っていませんよという、第8期の介護保険事業計画に、ということですが、この決算にも書いてありますよね、基金。基金繰入額、当初予算として2億7,181万3,000円。これが補正予算で減額となっておりますけれども。

ということは、令和4年度も、令和5年度も、基金繰入金というのは、当初予算であるはずだと思うんですね。

だから、ないというんじゃないかと、どこかに載っているんじゃないかなと。

○萩原雅頭介護保険課長 年度ごとの基金の取崩しというのはないんですけれども、ほほえみプラン21の126ページに、準備基金取崩し額ということで、総額の金額は掲載はされております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 ありました。

○四之宮慎一委員 数値的なところだけ確認させてもらいたいのと、あと、自分の知識不足だったら申し訳ないんですけど、決算の361ページ、概要報告書で224ページの4目の任意事業費で、②の任意事業費で、在宅高齢者食事サービス事業と寝たきり老人等紙おむつ支給事業で、3,863万1,296円なんですけど、この内訳をまず教えていただけますか。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 在宅高齢者食事サービス費が2,409万9,240円。それから、寝たきり老人等紙おむつ支給事業が1,407万4,500円。それから、家族介護教室事業費が45万7,556円でございます。

以上でございます。

○四之宮慎一委員 先日質疑させていただいたんですけど、概要報告書の91ページの2の老人保護措置費の(2)の寝たきり老人等紙おむつ支給事業費のこの601万7,345円で、利用枚数が1万970枚の事業と、こちらの寝たきり老人等紙おむつ支給事業は別の数字になるんですか。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 こちらの特別会計の予算は要介護3以上で、今、四之宮委員が言った、もう一方は要介護2以下の方に分かれております。

○河合一也委員長 ほかにどうでしょうか。

○深田ゆり子副委員長 今回の介護保険の歳入歳出、388ページの介護保険事業特別会計を見ますと、実質収支額が8億7,293万円余ということで、先ほどほほえみプラン21の126ページでおっしゃっていた介護保険事業費の見込みが、準備基金取崩し額が、この3年間の計画では7億5,943万3,000円入れますよということで、この決算の396ページの基金ですね。介護保険給付費支払準備基金が7億5,870万円余ということなので、これを足していくと、かなりの金額になるんじゃないかな。

この支払準備金の7億5,800万円余と、こちらの計画の3年間の入れる7億5,900万円余とほぼ似ているんですけども、これと、今回の決算の8億7,000万円余を足して、もう15億円ですか。15億円の黒字分がたまっているということになるんですけど、こういう金額って、今までにない大きな収支、黒字になっていると思うんですけども、これが来年度からの、令和6年度からの介護のほうに活かされる。

前はよく保険料に充てますとか、という、基金は言われておりますけど、かなり大きい金額ですので、この金額がどういうふうに対応されるのかというのをお聞きします。

○萩原雅頭介護保険課長 次期の計画の保険料を算定する際に、基金も見込みながら、保険料の算定をするつもりでおります。

○深田ゆり子副委員長 今、物価高騰で、すごく市民の方々は生活が大変で、保険料も2か月に1回どんと引かれてしまうということで、ぜひ保険料を下げ方向で、この基金を活用して、考えていただきたいと思っておりますし、もう一つは、主要施策概要報告書の最後、226ページの高齢者保健福祉用具、補聴器の購入費用の関係でも、もう少し拡充できるように検討していただきたい。

以上のことを申し上げて、終わります。

○河合一也委員長 ほかはいいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 では、質疑、意見は、これで打ち切らせていただきます。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論も打ち切ります。

これより採択いたします。

認第23号について、これを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。よって、認第23号、これは認定すべきものと決しました。

当局の皆さん、御苦労さまでございました。

では、ここで休憩といたします。再開は13時でいいですね。13時で。

休憩(11:50~12:56)

○河合一也委員長 では、予定時間より、少し早いですけれども、皆さんおそろいということなので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

次に、認第20号「令和4年度焼津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

それでは、認第20号に対する質疑に入ります。質疑、意見のある委員は御発言願います。

○吉田昇一委員 歳出のほうで、決算書325、326ページです。概要報告書が、213ページ。第5款の保健事業費の1項の1目特定健康診査等事業費で、概要報告書に表が出ているんですが、特定健康診査の令和4年度の県内順位に記載がありません。

それと、その下の特定保健指導のところ、ここも記載がないことと、実施率が、22.8%と低いんですが、これはなぜでしょうか。

○八木彩子健康づくり課長 毎年健診を実施しています年度の翌年の12月に法定報告として、特定健診の指導率と特定健診の受診率が公表されております。そのために、主要施策概要報告書の先ほどの表のところ为空欄になっております。

また、特定保健指導につきましては、3月31日まで特定健診を行っておりますので、その結果が出るのが4月になりまして、そこから、特定保健指導の対象の方を、吸い出しをしまして、そこから初回の面接の特定保健指導の3か月から6か月という間で指導を行いますので、指導が9月までかかるようになっております。

そのために保健指導のまだ未治療者がいるような状態になっておりますので、9月が終わりまして、集計をしまして、国に報告をし、12月に法定報告が発表されるということになっております。それで、そこが空欄になっております。

以上です。

○吉田昇一委員 今の件、了解しました。

特定健康診査等事業費というのは、具体的にどういう健診がこの中に含まれているのか、教えていただけますか。

- 八木彩子健康づくり課長 特定健康診査等事業費の中に含まれているものでございますが、全ての方が、国保の全ての方が受診していただきます、基本的な健診の項目と、あと一定の血圧とか血液検査の基準に基づき、医師が必要と認めた場合に受けていただく詳細な健診の項目が含まれております。

以上です。

- 吉田昇一委員 特定健診で、基本的な健診の項目というのと、あと、医師が必要と認めたとときの詳細な健診ということですがけれども、詳細な健診の検査項目とか、そういうのは何でしょうか。

- 八木彩子健康づくり課長 詳細な健診の項目につきましては、貧血検査、それから、心電図の検査、眼底の検査、血清クレアチニン検査の4項目となっております。

以上です。

- 吉田昇一委員 4項目が詳細な健診ということですがけれども、この特定健康診査、これを受けるとき、いわゆるどういう形で詳細な健診なのか、その流れはどうなっておりますか。

- 八木彩子健康づくり課長 実施していただく医療機関に受付をしていただきます。その後には身体計測ですとか、一番重要な腹囲の測定ですとか、血圧測定や尿検査等を実施しまして、その次に医師が問診等を行いまして、一定の基準に基づき、医師が必要というふうに認めた方につきましては、詳細な健診の項目をやりますよということで医師のほうから説明をしていただきまして、後日結果を伝えております。

詳細な健診を含む、先ほども言いましたが、特定健診の費用につきましては、国保の特別会計から支出をしております。

また、焼津市では、詳細な健診に該当しない方に対しましても、眼底検査を除く3項目につきまして、焼津市の独自の上乗せ健診等を実施しまして、貧血検査と心電図検査については、一般会計から支出をしております。

以上です。

- 吉田昇一委員 私も特定健診は受けているんですが、あんまりそういう項目を意識したことがなかったんですが、基本健診の中で、医師が必要と認めたというような詳細な健診、焼津市独自の上乗せというのが、私も知りませんでしたけれども、この健診を受けた方全員が、私も検査を受けていると思ったんですが、医師の判断で項目をしていない人もいるということなんですね。

それで、国保のほうの、この特別会計のほうの支出と、あとは一部、一般会計からの負担の心電図等があるということですね。

分かりました。ありがとうございます。

- 八木彩子健康づくり課長 先ほどお答えしましたとおり、必要な方に詳細な健診の項目というのを行っております。

これに関連しまして、以前、平成30年9月の市民厚生常任委員会で、当局側から、基本健診の結果から詳細な健診を行うということになってはいますが、国保の受診者全員に詳細な健診の項目を行っているという趣旨の誤った答弁をしております。

正しくは、血圧や血液検査などの基本的な健診の項目の結果や医師の間診等から、医師の判断に基づきまして、詳細な健診の項目を実施しております。

答弁内容に誤りがあったことをおわび申し上げます。

以上です。

○吉田昇一委員 了解いたしました。

あと、特定健診のほうは、私もそうなんですけれども、皆さんが健康づくりのため、そういうことでやっておりますので、医師会、焼津のほうと、元大井川のほうは志太医師会だと思うんですが、その辺とも協力しながらやっていただきたい。

受診率があまり高くないので、その辺を、向上に向けて、いろいろと努力していただければと思います。

ありがとうございました。

○河合一也委員長 ほかに。

○石原孝之委員 2款4項1目出産育児一時金に関してお伺いします。

ページ数は322ページ。説明資料のページが212ページになります。

60件の育児一時金を支払ったというところで、ちょっと計算すると、42万円の60件で2,520万円という形になるんですが、でも、この決算だと2,512万9,500円という形で、ちょっと、少し足りない感じがするんですけど、ここを教えてください。

○鈴木利明国保年金課長 出産育児一時金につきましては、令和4年度については、一応42万円という形で給付をさせていただいているんですけども、年度をまたぐ方も、3月に生まれた方については、それ以降に申請がある場合もあるものですから、件数と単価をそのまま掛けた合計にはなっておりません。

以上でございます。

○石原孝之委員 最近やっぱり自分の子どもを産んだ時代とは、値段がだんだん上がってきている感じがするんですけど、実際これで、相場的に低いのか、その辺の額も、支給の額がもう少し高いほうがやっぱり子育てする世代も安心かなって。

本当に個室を選んじゃうと、結構高かったりとかもするもので、市立病院とかなら、行けるかなという額かなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○河合一也委員長 今後のことを聞きたいですか。

○石原孝之委員 今後のことです。

○河合一也委員長 ここは決算審査の場ですのでやめてください。

○鈴木利明国保年金課長 最初の42万円の掛け算でということなんですけれども、42万円未満の方もいらっしゃいますので、必ずその金額というわけではなくて、未満の場合は42万円を上限としておりますので、それ以下の方については、それ以下の金額でお支払いしているということになります。

今後のということは、令和5年度以降になりますので、申し訳ございませんけれども、答弁は控えさせていただきます。

○石原孝之委員 分かりました。

○河合一也委員長 じゃ、先ほどの答弁はなしということでもいいですか。

○鈴木利明国保年金課長 いえ。

○河合一也委員長 両方ということ。

○鈴木利明国保年金課長　そうですね。

先ほど、年度をまたぐという御説明をさせていただいたんですけれども、例としまして、直接払い、病院のほうに直接支払いができるということになっておりますので、例えば、そこで30万円、病院のほうに支払いましたということだと、次に、差額分、御本人さんにその分をお支払いするというのが年度をまたいだ場合には、12万円は令和5年度でお支払いするとか、令和3年度分を払っておいて、令和4年度で、その差額分を払うというような形になりますので、支払い年度が違うものですから、単純な件数と金額の合計には一致しておりませんという御説明になると思います。

○石原孝之委員　分かりました。ありがとうございます。

では、件数60件に関してなんですが、これは実際、少ないような感じがするんですけど、出産の人数からすると。実際どうですか。あと、例年の推移だったり。その2点お願いします。

○鈴木利明国保年金課長　令和4年度が60件ということなんですけど、令和3年度決算では62件、令和2年度は83件となっております。

それで、市の全体の出生数からしますと、令和2年度が852件に対して83件、令和3年度が862件に対して62件、令和4年度が814件に対して60件というような形になっております。

ですから、年々、出生率は減ってきているかなということで、これは市全体の中で見ましても、令和2年度が852で、令和3年は862、令和4年度、814と、ちょっと落ち込んでいるような状況ですので、それにも比例はしているのかなと思うんですけれども。

以上でございます。

○石原孝之委員　確認です。

市で生まれた方が862件、令和3年度にいて、申請がもう1割満たないぐらいな感じなんですけど、これはもう自動的にもうそういうふうな、一時……。

○鈴木利明国保年金課長　国保の加入者のみです。

○石原孝之委員　あっ、国保だからか。そうか。分かりました。そうですね。国保じゃそうかもしれない。

○河合一也委員長　では、ほかに。

○深田ゆり子副委員長　308ページ、それから、主要施策概要報告書は209ページになります。

国民健康保険税の現年課税分は、収納率が95.1%で、主要施策概要報告書の収納状況を見ますと、医療給付費分と後期支援金分は、95%と94%になっておりますけれども、割と高いほうですよ。

ですが、介護納付金の分が92%、現年課税分ですけれども、92.86%と落ちているんですけれども、その辺は何か理由があるんでしょうか。

普通は国保の保険税の支払い、全部来ますよね、合わせて。医療と後期と介護と。それで合わせた金額を8期に分けて支払うようになっているんですけど、介護だけ払わないということもあるんでしょうか。この辺のちょっと理由も。

○鈴木利明国保年金課長　今、深田委員の言うのは、医療費分、後期支援分、介護分ということで、徴収率が介護分について低いよということだと思うんですけれども、介護納

付金については、40歳から65歳未満の方が納付という形になっておりますので、その辺り、案分でいくと、こういうような率になるということで、ここだけ低いというのが、ちょっと詳細については把握しておりません。

以上でございます。

- 深田ゆり子副委員長 介護納付金分だけ別っこに払うということはありませんから、やっぱりここだけ何で低いのかというのは、これからまた検討していただきたいと思えます。

それで、一番下の総合計を見ていきますと、未収額のところですね。現年課税分が1億3,600万円余で、滞繰が3億3,400万円、合わせると4億7,100万円余の国保の未収額になるんですけども、この金額というのは、焼津市の市税の関係で、一番高い割合ではないでしょうか。

- 前川英己納税促進課長 委員のおっしゃるとおり、一般会計が約3億2,000万円ありますので、国保1,000億円で、4億数千万円は、やはり一番未収金が多いということでございます。

以上です。

- 深田ゆり子副委員長 これ、前よりもやっぱり金額が積み重なって、払えなくて、増えているということも、前に一度、国保の滞納額の推移を出していただいたこともあったと思うんです。

だけど、そのときもまだ3億円幾らだったので、もう今4億円になっているもので、やっぱりここは本当に保険料とともに対応を考えなきゃいけないんじゃないかなと思います。

それと、いいですか、続いて。

主要施策概要報告書の210ページで、被保険者ですね。これが昨年度に比べて、1,247人減っていると、令和3年度から令和4年度に。被保険者数が2万8,169人から2万7,022人になっておりますけれども、このところでは、括弧として、外国人を含むって書いてあります。

そうすると、日本人プラス外国人で2万7,022人ということなので、その割合はどうなっていますか。

- 鈴木利明国保年金課長 令和4年度の4月1日現在にはなるんですけども、被保険者数でしますと、548人が外国人の被保険者数となっております、11.6%という形になっております。

- 深田ゆり子副委員長 この割合は毎年増えているんでしょうか。その動向はどのように分析しておりますか。

- 鈴木利明国保年金課長 令和2年度4月1日現在で、被保険者数が582人で12.6%、令和3年の4月1日現在で、575人で11.9%、令和4年の4月1日で、先ほどの548人で、11.6%という形になっております。

以上でございます。

- 深田ゆり子副委員長 どう分析していますか。

- 鈴木利明国保年金課長 減ってきているという形にはなろうかと思っております。

- 深田ゆり子副委員長 分かりました。

外国の方の人数が人口的には焼津市は増えているものですから、この割合が国保は減っているということになると、社会保険に入っていれば、それはいいんですけど、社保などに入っているのか、それとも無保険になってしまっているのか。やっぱりその辺のことは心配になりますので、これもおいおい見ていっていただきたいなと思います、その状況は。

次に行きます。

決算書311ページと312ページ、この上から2段目の3節、未就学児均等割保険税繰入金ですね。これ、予算のときは、未就学児の対象者が560人ということでしたが、実際はどうだったでしょうか。

○鈴木利明国保年金課長 未就学児の最終で、令和4年度については636人ということになっております。

○深田ゆり子副委員長 予想よりも少し多いですよ、実際に。前回お聞きしたとき、560人ということだったものですからね。引っ越してきた人が多かったのか、出産の人はそんなに変わっていないと思うんですけども。

最初から、もう少し多く当てていけば、また予算の配分もちょっと違ったんじゃないかなと思うんですが、この668万515円の内訳を教えてください。

負担割合ですね。

○鈴木利明国保年金課長 公費の負担割合ですけども、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1ということになっております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 はい、分かりました。

そうすると、焼津市としては、167万円ぐらいですか、負担。

○鈴木利明国保年金課長 市の4分の1負担として、167万円強という形になります。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 じゃ、そんなに負担にはなっていないということで受け取ってよろしいですね。全国同じに4分の1ずつで。

では、次、行きます。

311ページ、同じページですけども、この基金繰入金、2億3,690万円のところですね。

これ、そのままゼロにして、基金は繰り入れなかったよということなんですが、その主な理由というのは分かりますか。

○鈴木利明国保年金課長 当初予算では、歳入歳出で差があった場合、基金から、歳入側で取り崩して、会計上、計上させていただいております。

しかしながら、その後、前年度の繰越金等を入れ込むこと、あと、歳入側の実績等を見させていただいて、そこで取崩しが必要なくなったということで、取り崩したものを基金のほうに戻させていただくという形になっております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

大体、毎年、前年度の繰越金で基金も減額が行われておりますけれども、全く今回はゼロなものですから、少しは入れるかなと思ったら、そんなにたくさん必要ないという

ことが分かったので、びっくりしているところです。

次に行きます。

317ページ、318ページに行きます。

この右側の国保一般事務費の項目に当たるのかどうか。減免の対象者数と減免の金額というのは、ここよろしいでしょうか。

その下に資格確認経費というのがあります。これは会計年度任用職員に係る経費や郵送費等とかという説明がありましたけれども、ここでも短期被保険者数とか、資格確認証の件数とかというのは分かりませんか。

○鈴木利明国保年金課長 減免の件数につきましては、歳出側では減免せずに、歳入側で減免をしていますので、ここの歳出側のところには出てきておりません。

短期証につきましては、令和5年2月1日現在では、362世帯で631人という状況でございます。

資格証明書については、現在、該当者なしという形でしております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 短期被保険者数が631人。資格確認書がゼロ。短期被保険者証も随分人数が減って、よかったなと思うんですけど、前、1,000人以上、2,000人以上というときもありましたので。

最初に減免の数が、歳入のところだよというお話だったものですから、歳入の一般被保険者国民健康保険税の中、307ページと308ページのどこをお聞きすれば、出てくるでしょうか。

○鈴木利明国保年金課長 今の減免の金額につきましては、保険税のほうから既に引かせていただいた後の形になっておりますので、こちらには記載はないという形になります。

調定額から減額をしているという形になりますので。

○深田ゆり子副委員長 記載がなくても、実際に減免されている世帯があるということで、件数があるということだと思うんですが、令和4年度は何件ですか。

○鈴木利明国保年金課長 減免は、生活保護世帯では、21世帯で14万8,600円、収監等では、11世帯で38万2,800円、新型コロナウイルス感染症の関係ですと、4世帯で50万2,000円、東日本大震災関連ですと、1世帯で2万8,900円、あと、固定資産関連で、16世帯で7万6,200円、旧の被扶養者世帯、135世帯で259万7,400円という形で、合計で188世帯で373万5,900円という形の減免件数という状況になっております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 ありがとうございます。

減免の種類もたくさんあって、件数もそれぞれあるものですから、こういうのはどこかに、令和4年度として書いていただいたほうが分かりやすいんですけども、こういう決算書の中に出てこないというのは、焼津市、やっているのかなというふうに誤解を招いてしまいますので、よろしくお願ひします。

それから、318ページの下のほうに滞納整理関係があります。この滞納整理関係で、差押え件数というのはここに含まれますか。

○前川英己納税促進課長 おっしゃるとおり、ここに含まれます。

昨年度の国保の差押えの件数は171件でございます。

以上です。

- 深田ゆり子副委員長 ちなみに、171件って、去年お聞きしたときよりもちょっと増えているように思うんですけども、前、160件ぐらいだったんじゃないかなって。

この滞納整理費の638万円というのは、人件費になるんですか、主には。内容を教えてください。

- 前川英己納税促進課長 令和3年度の差押えの件数は215件です。少し減っております。委員おっしゃるとおり、滞納整理費の主な部分は会計年度任用職員の方の人件費です。以上でございます。

- 深田ゆり子副委員長 会計年度任用職員の方が差押えの関係のお仕事をやるというのは、プライバシーの件でどうなのでしょう。

- 前川英己納税促進課長 会計年度任用職員の方は差押えの書類はつくりません。確かに銀行の調査とかはしますので、当然守秘義務がありますので、その辺は大丈夫かと思っております。

以上です。

- 深田ゆり子副委員長 直接には、その方とはお会いしないということですね。

- 前川英己納税促進課長 はい。

- 河合一也委員長 ほかにいかがでしょう。

- 深田ゆり子副委員長 その一番下の債権回収対策事業費なんですけれども、これは滞納整理機構に係る経費ということで、50件分のうちの焼津市の負担分、25件分ということだと思うんですが、この徴収困難になっている回収対象者は何件になりましたか。

- 前川英己納税促進課長 滞納整理機構に移管した50件のうち、完納の方が20件、一部徴収した方が25件、執行停止判定が5件、この執行停止判定の5件が機構でも取れなかった困難案件でございます。

以上です。

- 深田ゆり子副委員長 この20件、25件、5件の方々は、住まいは焼津ですか、それとも市外にみんな行ってしまって、それで、特に最後の5件は住所も分からないということですか。

- 前川英己納税促進課長 住所につきましては、ほとんどが焼津の方なんですけれども、この5件につきましては執行停止なものですから、財産がなかったと。または行方不明。または生活困窮という方が含まれます。

以上でございます。

- 深田ゆり子副委員長 そうしますと、20件と25件の方は、ほとんど焼津の方ということですよ。

そうすると、滞納整理機構に調べてもらう必要性というのはどこにあるのかな。私は、悪質な方とか、もう市外に出てしまって、行方が分かりにくい人とか、そういう人を滞納整理機構に出すんじゃないかなと思ったんですけど、そうではないんですか。

- 前川英己納税促進課長 やはり機構に送る方につきましては、例えば、市に不満があるとかという方がかなりおまして、あと、行方不明の方は移管していないものですから。焼津市ではどうしても取れないよという方を移管しております。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 市に不満があるという人もいるんですね。

では、次、行きます。

320ページの運営協議会費ですね。31万7,265円の内訳と、運営協議会の回数と実施状況を教えてください。

○鈴木利明国保年金課長 運営協議会の実施回数ですけれども、令和4年度におきましては、3回、そのうち1回は書面会議という形で開催をさせていただきました。

そのほかに、運営協議会の委員の研修会という形で、1回開催がされております。

内訳は、報酬費で25万3,500円、旅費で2,100円、需用費で6万1,665円という内訳になっております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 報償費25万円掛ける何人分なんですか。

○鈴木利明国保年金課長 こちらにつきまして、基本的に14名の委員がございまして、各回、出席者に支払いをさせていただいているということで、第1回が12人、第2回が11人、第3回が14名で、運営協議会の委員会研修会に5名という人数の参加でございました。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 毎回皆さん全員参加するわけじゃないんですね。私、大事な会議だから、そうして思ったんですけど。

令和4年度の運営協議会は、議事録を見させていただきましても、やは令和5年度に向けての税率改正のお話だったものですから、かなり大変な内容ではなかったのかなというふうにも思います。

そういう意味で、委員研修会も、それで行われたのかなと思うんですが、その中身はどういうものですか。

○鈴木利明国保年金課長 先ほど言った運営協議会の委員研修につきましては、国保連合会開催の研修という形で、そちらにうちの焼津市の委員さんが出席をしていただくという形になっております。

内容としましては、国保の関係の講演と、あと県の方の国保制度についての講話というような形になっております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

国保連合会の県の制度を周知するという研修会ではないかなというふうに思いましたが、けれども。都道府県化になったものですから、そういうことだと思うんですが。

最後に、この運営協議会のところでお聞きしたいのは、焼津市は傍聴を許可していませんけれども、県内でどこの町が傍聴を許可しているか分かりますか。

○鈴木利明国保年金課長 他市町村については、今現在では把握はしていません。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 やっぱり情報公開を徹底して、なるべくガラス張りの議論をしていくということが、税金の使い道の透明性と公平につながるものですから、ぜひ県内の状況を調べていただきたいと思います。お願いします。

あと、最後に、その下の一般被保険者療養給付費、78億円ですね。この金額は、一般

被保険者の主に医療費分のかかった給付費だと思うんですけども、この医療保険給付費の伸びというのは、令和4年度はどうだったのか、確認したいと思います。

○鈴木利明国保年金課長 療養給付費の伸びということでよろしいですか。

ここに書かれている療養給付費の78億290万3,006円という形なんですけれども、診療報酬額で説明をさせていただきますと、令和4年度が77億8,586万8,460円で、令和3年度が77億7,935万2,761円という形で、令和2年度は74億3,942万6,698円という形で、令和3年度は前年対比104.57%、令和4年度は、令和3年度対比で100.08%という状況でございます。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

○前川英己納税促進課長 1点補足があります。

先ほどの滞納額の関係なんですけれども、令和4年度が約4億数千万円なんですけれども、納税促進課で滞納整理を行い始めたのが平成26年からです。その当時は、おおむね15億円ほどあったんですけれども、滞納額については毎年減少しておりまして、令和3年度は約5億円ほどになっています。したがって、滞納額は毎年減っております。

以上でございます。

○河合一也委員長 ありがとうございます。

○鈴木利明国保年金課長 先ほど深田委員からの質疑に対して、外国人の割合ということで、御説明をさせていただいて、令和4年4月1日現在で548人、11.6%という形で御説明をさせていただいたんですけれども、この11.6%につきましては、全人口の割合でなくて、外国人登録をされている方々の国保の登録者数でいくと、548人で11.6%と、全体の人口割ではないということで御承知していただければと思います。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 全体は分からないということですね。

○河合一也委員長 そろそろいいですかね。

質疑、意見ある委員、もうこれでよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 では、ここで打ち切ります。

討論はありませんか。

○深田ゆり子副委員長 やはり国民皆保険の中で保険税がまだまだ高い。

先ほど滞納額は令和3年度、5億円から減っているという御説明がありましたけれども、所得200万円以下の被保険者の割合が多い、この国保世帯について、国保被保険者についての保険料はもっと下げる必要があると思いますし、均等割部分の未就学児に対しての軽減策が始まりましたけれども、今年度の実質収支額が1億1,800万円で、基金の取崩し、令和4年度はなしということで、さらに12億円の基金積立てがあるということ。

こういうものをもっと活用すれば、高い国民健康保険税を下げるができると思います。まだまだ下げる必要性を感じまして、今回の決算には反対いたします。

○河合一也委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 では、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

認第20号について、これを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手多数であります。よって、認第20号は認定すべきものと決しました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

次に、第24号「令和4年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

それでは、認第24号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 決算書367ページ、368ページの特別徴収保険料と普通徴収保険料の現年分の金額が書いてございます。それぞれ人数とすれば、何人分になりますでしょうか。

後期高齢者被保険者数は2万2,568人というふうに書いてあると思います。

○鈴木利明国保年金課長 今の227ページの被保険者数については、年度末の人数です。今、手持ちで持っているのが、8月末、去年の8月の時点の人数になりますが、それで報告させていただきますが、特別徴収による納付者数、1万7,834人で、普通徴収の納付者数で2,057人。

特別徴収と普通徴収の併徴、両方で納めていただいている方が1,716人という形で、特別徴収が82.5%、普通徴収のみで9.5%、併徴で8%という形になっております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 並行して納めている人もいるんですね、特別徴収と普通徴収。それは滞納の関係ですか。

○鈴木利明国保年金課長 特別徴収というのが、年金のほうから天引きという形になりますが、特別徴収が、年金の18万円以上の年金受給者と、介護保険と後期高齢者医療の合算額が、介護保険料が引かれている年金の額の2分の1を超えていないと、駄目ですよという条件があります。あと、介護保険の特別徴収されている方というのが、特別徴収の条件という形になります。それ以外の方が普通徴収という形になります。

新規加入者で、加入した年度は、年度の途中で加入した方については、全員普通徴収という形になっております。翌年度は、4月から1月生まれの方は特徴、特別徴収のみという形になるんですけども、2月、3月生まれの方は普通徴収で、8月、9月と特別徴収で、10月、12月、2月の3回というような形で、徴収の区分が分かれるという形で、併徴という形の方もいらっしゃいますという形になります。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 生まれた月によって、両方払うということも、ときもあるということですね。2月、3月生まれは、8月、9月と。

○鈴木利明国保年金課長 そうですね。

○深田ゆり子副委員長 それで、現年分の2,057人の普通徴収の方、これは納めた人であって、その下の滞納繰越分、収納率で19.67%で、滞納繰越になっているということなんですけど、この方たちのペナルティーというのは特になんていいますか。

○鈴木利明国保年金課長 先ほど言った特別徴収の納付者、特別徴収と普通徴収の併徴という形の方は、納めた方でなくて、納税の義務がある方という形になります。

滞納があるということで、ペナルティー資格証発行とかということは現在しておりません。

短期証につきましても、令和4年度までは、発行はなしという形になりますけれども、ただ、納税相談もさせていただいて、分納計画等を立てさせていただきまして、それで、計画に基づいて、お納めしていただくということで、窓口のほうで御本人さんとお話をさせていただいて、対応を取っているという状況でございます。

○深田ゆり子副委員長 ペナルティーがなくてよかったです。

医療費分が、また5割自費で払わなければいけないとか、そういうのがあったら、また大変ですので、御本人と納税相談というか、分納計画も話ができるということで、ぜひそういう形で進めていただきたいと思います。

最後に、もう一個お聞きします。

同じ227ページの②ですね。保険料率などの状況ということで、令和4年と令和5年に、所得割を8.29%、そして、均等割を4万2,500円、それぞれ上げています。

この対象者というのはどのぐらいになりますか。

○鈴木利明国保年金課長 この保険料の対象者については、市のほうでは、ちょっと把握は現在しておりません。保険者が連合会だものですから、うちのほうとして、持っている資料はございません。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 そうしますと、私が連合会に聞かないと分からないということでしょうか。それとも時期が来れば、分かるということでしょうか。

○鈴木利明国保年金課長 保険料につきましては、県内一律で、保険料率と均等割額、単価が決まっております。均等割額で伸びたとか、縮んだとかということはないのかなとは思いますが。

質疑の趣旨についてももう一回、よろしくをお願いします。

○河合一也委員長 副委員長、もう一度お願いします。

○深田ゆり子副委員長 所得割と均等割それぞれ、令和4年と令和5年と上げているんですけども、その人数はどのぐらいですか。

2万2,568人が、最初に私が出した全体の人数で、この令和5年の3月31日の被保険者数の人数が書いてありますけれども、この均等割額は、この対象者全員に当てはまりますよね。

所得割というのは、所得がある人となない人とあると思うものですから、その人数を、こっちは今、均等割は分かったんですけども、そこは分かりますでしょうか。

○鈴木利明国保年金課長 所得がない方が何人で、所得がある方、所得割額がかかっている方が何人かという御質疑かと思うんですけど、これにつきましては、連合のほう、県全体で示しているものですから、焼津市で所得がなかった方が何人というのは、うちのほうではちょっと把握しておりません。

連合に確認をさせていただく方法を取らせていただきたいと思いますので、今ここではちょっと人数的にどうかというのが分かりません。

連合も、その人数を常に出しているのであれば、分かるんですけども、そうでなければ、ちょっとお時間がかかってしまうのか、やっていただけるかどうか確認をさせていただかないと、今ここではちょっと答弁は控えさせていただきたいと思います。

○河合一也委員長 確認を求めるといことでいいですか。

○深田ゆり子副委員長 ちょうど決算のときだものですから、いつもは出せないと思うんですけど、1年間のまとめで、焼津市はどのぐらいの所得割の人たちがいるのかというのは出ると思うので、ぜひお願いします。

以上です。

○河合一也委員長 ほかはよろしいでしょうか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 では、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

○深田ゆり子副委員長 やはり後期高齢者の皆さんは生活が困難で、物価高騰の生活が大変になる中で、令和4年と令和5年、引き続き2年の所得割と均等割の保険料率と額を上げている。均等割のほうは400円上げているんですけども、やっぱり少しでも安くしていただきたいということは、市民の皆さんから、後期高齢者の皆さんからも言われておりますので、今回の予算には反対をさせていただきます。

○河合一也委員長 その他ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

認第24号について、これを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手多数であります。よって、認第24号は認定すべきものと決しました。

以上で、健康福祉部の議案審査について終了いたします。

これをもちまして、当委員会に付託されておりました議案審査は全て終了いたしましたので、市民福祉常任委員会を閉会します。

皆さん、御苦労さまでした。当局の皆さん、ありがとうございました。

閉会(14:03)